



土浦市イメージキャラクター つちまる



地球にやさしい事務所づくり

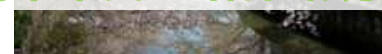
事業系ごみの削減とリサイクル



土浦市地球温暖化防止シンボルキャラクター つーちゃん



土浦市市民生活部環境衛生課



はじめに

資源の枯渇，地球温暖化が顕著になっており，こうした状況を解決するため，廃棄物等の発生抑制や資源物の再利用の取組などにより，限りある資源を有効に活用した社会システム，すなわち循環型社会の形成が必要となっております。

さて，土浦市のごみ排出の特徴としては，ごみ排出量が国や茨城県の平均と比較すると多く，また，ごみ総排出量に占める資源化の割合（＝リサイクル率）が低いことが挙げられます。

事業系ごみについては，ごみ排出量全体の31%を占めており，また，ごみの中には減量やリサイクル可能なものが多く含まれています。

市では，さらなるごみの減量化とリサイクルを推進しております。事業所においてもごみの分別排出，ごみの減量化にご協力をお願いします。

1. 事業系ごみ 適正処理していますか

● 事業系ごみとは？

一般家庭から出されるごみと区別して，事業活動に伴って生じた廃棄物（ごみ）のことを事業系ごみといいます。

店舗・会社・工場・事務所などの営利を目的とするものだけでなく，学校・官公署など，広く公共サービス等を行っている所も含めて，事業活動から出されるすべてのごみは事業系ごみです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）では，事業者は，事業系ごみを自らの責任で処理しなければならないと定められています。（排出者責任）

● 事業系ごみの種類

事業系ごみは，一般廃棄物と産業廃棄物に分かれます。

これらのごみは，それぞれの処理施設で処理しなければならないことが廃棄物処理法で定められているため，ごみの分別が必要になります。

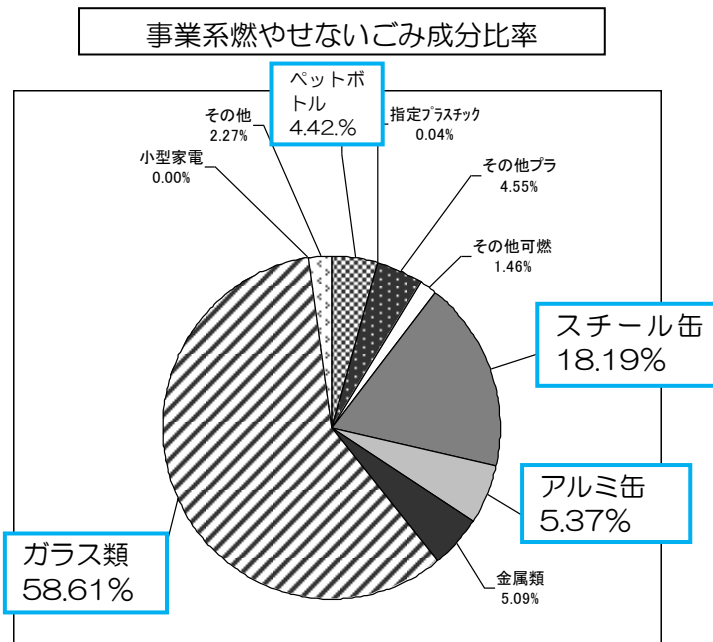
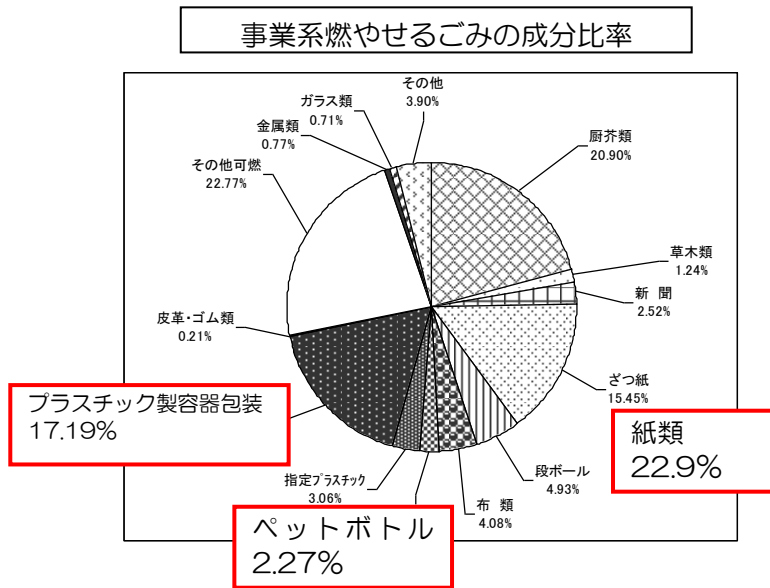
● 家庭ごみ集積場には出せません

事業系ごみを，家庭ごみ集積場に排出することはできません。処分に当たっては，自己処理するか，土浦市から廃棄物の収集運搬や処分の許可を受けた業者（許可業者）に委託してください。（許可は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」では別になります。古紙，古布，缶・くず鉄，ピン類などを取り扱う業者は，許可が不要な場合もあります。）

● 事業系ごみの問題点

事業系の燃やせるごみ，燃やせないごみの中には資源となる紙や缶・ビン，ペットボトルなどが多く含まれています。

排出段階で分別を徹底することにより，ほとんどのものがリサイクル可能になり，焼却処分するごみを減らすことができます。



出典：平成 23 年ごみ質調査（土浦市）

2. ごみ減らして、リサイクルを推進すると・・・

● コストの削減・効率化につながります

排出されるごみを減らせばごみ処理の経費を削減することができます。古紙や古布、缶類は資源物回収業者に持ち込めば、無料の引取りや売却することも可能です。

また、不要な紙や事務用品などの購入を控えれば経費の削減ができ、設備や事務用品を合理的に使用することにより、経営コストが節減できます。

● 企業のイメージアップにつながります

ごみの減量化、リサイクルを進めるといった環境保全活動は、一番身近な社会貢献活動の一つです。企業の社会責任を果たすだけでなく、ISO14000シリーズの取得などにより環境に配慮した企業としてPRができます。

また、地域住民とリサイクル活動における交流や協力を行うことにより、さらなるイメージアップにつながります。

● 従業員の意識改革が図れます

社内における積極的なごみの減量化やリサイクルへの取組が従業員の環境意識の高揚につながります。

ごみ減量の意識が従業員に浸透すれば、製品の減量化・工程や機構の合理化・品質管理活動により、コスト削減や業務の効率化が図れます。

● 税金の有効利用につながります

ごみ処理には莫大な費用(税金)がかかってます。ごみの排出を減らすことは、費用を節約することになり、税金が他のことに有効利用されることにつながります。



3. ごみを減らすための行動の流れ

あなたの事業所では、ごみ処理にどのくらいの経費がかかっていますか？ 必要以上にごみを出していませんか？ 事業系のごみは排出者の責任で処理・資源化することになっています。

事業系のごみをごみ処理施設（土浦地区：土浦市清掃センター，新治地区：環境クリーンセンター）で処理する場合、※処理手数料がかかります。また、ごみ処理施設までの収集・運搬費もかかります。

まずは、ごみを減らし、処理経費を削減するための方法を考えてみましょう。

※処理手数料：清掃センター10 kg 205 円、環境クリーンセンター10 kg 200 円

● 現状を知る

事業所内のごみの現状を知ることから始めます。



● 分析する(問題点の抽出)

どんなごみが多いか（種類）、どこから発生しているか（場所）、どのくらいのごみが発生しているのか（量）、なぜごみが発生しているのか（原因）を考えます。

それには、フロー図（分別区分・排出方法・排出場所・回収業者・処分方法）を作成してみるといいでしょう。



● 多量廃棄物減量計画書をつくる

現状を分析したうえで、ごみ減量化の計画をつくります。効果の大きいものから取り組みましょう。また、成功の鍵は簡単に組み立てるものから始めることです。



● 実行する

ごみ減量をすすめる際の責任者を決めます。

→ごみに関する問い合わせ先を決めておくこと分別や処理の相談ができ、信頼関係が生まれます。

作った計画を事業所内に周知します。

→計画の他、定期的にごみに関することを周知しましょう。関心をもってくれる人や協力者は案外多いものです。

ルールを守り、ごみの減量を目指します。

問題がある場合、改善点を検討し、計画を見直す。 ➡ 実行する

4. ごみの減量・リサイクルの推進に取り組もう

事業所で具体的にできることを考えてみましょう。

まずは、3Rに取り組みましょう



・第1のR Reduce(リデュース)【減らす】

↓ ごみを発生源から断ち、ごみになるものを減らす。

・第2のR Reuse(リユース)【再使用】

↓ 何回も繰り返し使う。

・第3のR Recycle(リサイクル)【再資源化】

ごみを原材料として再生利用する。

第1のR (Reduce)のポイント

● 分別ボックス設置で受け皿の整備

事業所内に缶、ビン、古紙、などの回収ボックスを設置してリサイクルするための受け皿を整備しましょう。

分別ボックスに一目でわかりやすいイラストや写真を明示すると効果的です。

● 紙ごみを減らす

事業所から出るごみの多くは、ざつ紙や段ボール、新聞紙などの紙類です。

コピー用紙などは両面コピーや裏面を使うなど、再利用しましょう。また、電子化や共有化により不要なコピーをさけ、紙の使用を減らしましょう。

再利用ができない紙類は、資源物としてリサイクルしましょう。また、資源物回収業者に直接持ち込むことができます。

※市では、土浦資源事業協同組合と「土浦市における古紙及び古布の資源化促進に向けた取組に関する覚書」を締結し、22年3月から市民及び事業者が、直接紙類と布類を無料で持ち込みできるようになりました。

事業者名	住所	電話	品目	営業日	営業時間
(株)斉藤英次商店	神立町 3881-1	896-3321	古紙、古布	毎日	9:00~16:00
北関東通商(株)	宍塚1486	823-8549	古紙、古布	月~金	9:00~16:00
(株)ハシモト	ZF766-9	841-1382	古布	月~金	9:00~17:00

● 生ごみを減らす

食材は無駄なく使用しましょう。

飲食店や宿泊業では、生ごみの排出量が多いことから、水切りを十分行うことで減量化につながります。

また、生ごみはリサイクルできます。※堆肥化・メタン発酵処理をする処理事業者もあります。

● 缶・ビン・ペットボトルを分別する

ごみとして排出されたものの中に、資源物としてリサイクル可能な缶やビン、ペットボトルなどが多くみられます。飲料の自販機を設置している事業所では、納入業者に引き取ってもらいましょう。

また、資源物回収業者に直接持ち込むこともできます。

※市では、土浦資源事業協同組合と「土浦市における鉄・アルミ類の資源化促進に向けた取組に関する覚書」を締結し、24年1月から市民及び事業者が、直接缶類を無料で持ち込みできるようになりました。

事業者名	住所	電話	品目	営業日	営業時間
夏川商店	小松1-19-27	821-0091	鉄・アルミ	月～土	9:00～16:30
(株)飯田商店	立田町4-15	821-1475	鉄・アルミ	月～土	9:00～16:30

第2のR (Reuse)のポイント

● 使い捨ての物は使わない

使い捨て商品はごみの発生につながることから、繰り返し使えるものを使用しましょう。例えば、次のような取組があります。

- ・割りばしの使用を控えましょう。
- ・飲物用のカップは紙やプラスチック製の使い捨てカップは使わず、繰り返し使用できる容器を使いましょう。マイカップを使いましょう。
- ・封筒を使い捨てせずに、職場で再使用しましょう。
- ・使い捨て容器の使用を控え、詰め替え商品を使用しましょう。
- ・ペーパータオルの使用を控えましょう。



第3のR (Recycle)のポイント

● 再生品(リサイクル製品)を使う

OA用紙, 事務用品, トイレトペーパーなどは意識的に再生品を使用しましょう。再生品を使うことによって, はじめてリサイクルの環がつながります。



日常生活におけるこまめな環境配慮
行動の実践を呼びかける
こまめちゃん
環境省

● 長く使用でき, リサイクルが容易な物を使う

古くても使用可能な物は最後まで使いましょう。

また, 耐久性が高い商品や修理が容易な商品を選択しましょう。類似の商品でも購入時に素材に注目することにより, リサイクルが行いやすくなります。不要になった物を引き取ってもらうなどの, リサイクル手段を構築しておくことも減量化につながります。

● オフィス町内会の取組

オフィス町内会とは, 事業所から出る新聞, 雑誌, 段ボール, OA用紙等の古紙を資源化するために, 同じビルに入っている事業所や周囲にある事業所が, 共同で, 一括して資源物を回収する仕組みをいいます。

土浦市においては, 東京電力土浦支店の呼びかけにより, 1992年に資源回収が開始されております。事務局は東京電力土浦支店内にあり, 回収費用や売却収益の管理などのとりまとめを行っています。

オフィス町内会に加入することにより, 通常のごみの*処理手数料より安価で処理ができ, 安定した回収を行うことができます。(回収には費用の負担がありますが, 回収した資源物の売却は各事業所に還元され, 回収費用が削減されます。)

また, オフィス町内会の活動は, ごみ減量やリサイクルの取組であると同時に, 環境保全に関する社会貢献活動として捉えることができます。

市では, この活動の取組が推進するように支援しております。

※処理手数料：清掃センター10 kg 205円、環境クリーンセンター10 kg 200円

● 分別して処理費用を削減しましょう

排出されるごみの中には, 再利用できる資源物が多く含まれております。分別することでごみ処理施設への搬入が減り, 処理費用が削減できるだけでなく, 資源物をリサイクルルートにより排出することで, 無償での引き取りや売却益が還元されることもあります。

事業系 ごみと資源物の分け方

注意！

- ・排出者責任により、一般廃棄物と産業廃棄物は適正に区別して処分してください
- ・町内の家庭ごみ集積場には出せません。
- ・紙類・缶・ビン・ペットボトル・古布は可能な限り再生業者に依頼してリサイクルしてください。

●一般廃棄物（ごみ処理施設に搬入できるもの）

一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して処分するか、ごみ処理施設（土浦地区：土浦市清掃センター又は新治地区：環境クリーンセンター）に自ら搬入してください。

品目	品目の例	分別のポイント
可燃	使用済のティッシュペーパー、リサイクルできない紙、草、落ち葉 など	・可能な限りリサイクルするよう分別を徹底してください。
生ごみ	・従業員の方の飲食物、食品残渣 ・食堂、弁当販売等からの食品残渣	・食料品製造業などの特定事業活動にともなう場合は、産業廃棄物です。
紙類	紙ごみ、新聞、雑誌、書籍、ダンボール	・可能な限り、再生業者に依頼してリサイクルしてください。
古布	不要になった作業服、制服、デコレーション用布など	・建設業や繊維工業など特定の事業活動に伴い発生した場合は産業廃棄物です。
ペットボトル 容器包装プラスチック	従業員の方の飲食容器 ※従業員の飲食用に限りごみ処理施設に搬入できます。	・可能な限り、再生業者に依頼してリサイクルしてください。 ・従業員の飲食用以外に出たものは産業廃棄物として処理してください。
缶 ビン	従業員の方の飲食容器 ※従業員の飲食用に限りごみ処理施設に搬入できます。	・可能な限り、再生業者に依頼してリサイクルしてください。 ・従業員の飲食用以外に出たものは産業廃棄物として処理してください。 ・清掃センターに搬入する場合は「不燃性一般廃棄物搬入届出書」を記入してください。
電池 ※清掃センターへ 直接搬入のみ	少量の場合	・清掃センターへ直接搬入のみ受入可能です。それ以外は、産業廃棄物として処理してください。 ・清掃センターで「不燃性一般廃棄物搬入届出書」を記入してください。
木くず	長さ 1.5m、太さ 20cmまで ※1 事業所 1 日 4 t 車 2 台まで	・建設業や木製品の製造業など特定の事業活動に伴い発生した貨物流通用木製パレット等は産業廃棄物です。

土浦市清掃センター 住所：土浦市中村西根1811-1 電話：841-3427

環境クリーンセンター 住所：かすみがうら市上佐谷31-1 電話：0299-59-4649

●産業廃棄物

産業廃棄物収集運搬業者に依頼して処分するか、産業廃棄物処分業者に自ら搬入してください。

品目	品目の例	分別のポイント
廃プラスチック	プラスチック製品（発泡スチロール、容器包装プラスチック、ビニールなど）タイヤ、農業用ビニール など	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の飲食用以外で出たプラスチック製品は産業廃棄物です。 ・従業員の飲食用のペットボトル、容器包装プラスチックはごみ処理施設へ搬入できます。 ・容器包装プラスチックはリサイクルできます。できる限りリサイクルしてください。
金属くず	飲食用の缶、商品の入っていた缶、金具、ハサミや刃物類、スプレー缶 など	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の飲食用の缶に限りごみ処理施設へ搬入できます。 ・できる限りリサイクルしてください。
ガラス 陶器くず コンクリートくず	飲食用のビン、コップなどのガラス類、蛍光灯、電球、茶碗等の陶磁器、鉢植え、ブロック など	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の飲食用のビンに限りごみ処理施設へ搬入できます。 ・できる限りリサイクルしてください。
廃油	食用油、機械油	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴って生じた廃油は産業廃棄物に該当します。
電池 バッテリー	乾電池、ボタン電池、バッテリー	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴って生じた電池、バッテリーは産業廃棄物に該当します。
木くず（一般廃棄物以外のもの）	貨物流通用木製パレット など	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業や木製品の製造業など特定事業活動に伴い発生したものは産業廃棄物です。
古布（一般廃棄物以外のもの）		<ul style="list-style-type: none"> ・建設業や繊維工業など特定の事業活動に伴い発生したものは産業廃棄物です。

●その他

材質により一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます。

品目	品目の例	分別のポイント
その他	オフィスの机、イス、ロッカー、棚等、家電製品 など	<ul style="list-style-type: none"> ・材質により一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます 産業廃棄物 →金属、プラスチック、ガラス等 一般廃棄物 →木製品 ・テレビ、エアコン、冷蔵（凍）庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコンは、法律によりリサイクルが定められていますので、適正処理をお願いします。

●平成26年度一般廃棄物処理業者一覧表

市ホームページはこちら <http://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page000670.html>

※所在地が異なる場合がありますので、事業所へお問い合わせください。

No.	事業所名	主な事業所等所在地	電話番号	許可区域	許可内容
1	(株)アキバ	土浦市虫掛3626番地	823-0067	土浦・新治	一般廃棄物(ごみ・特定家庭用機器再商品化法対象機器)
2	(株)伊東商事	土浦市西根南二丁目11番21号	842-8157	土浦・新治	一般廃棄物(ごみ・木くず・草・紙くず・特定家庭用機器再商品化法対象機器)
3	(有)栗原商事	土浦市上高津1676番地1	825-5353	土浦・新治	一般廃棄物(ごみ・剪定枝・特定家庭用機器再商品化法対象機器)
4	(有)佐藤産業	土浦市荒川沖6-329	029-804-1153	土浦	一般廃棄物(ごみ・特定家庭用機器再商品化法対象機器)
5	(株)AZロジコム	土浦市中貫2363	831-0331	土浦	一般廃棄物(ごみ・特定家庭用機器再商品化法対象機器)
6	(株)土浦関東商事	土浦市下高津二丁目1番6号	821-3793	土浦・新治	一般廃棄物(ごみ・浄化槽汚泥・特定家庭用機器再商品化法対象機器)
7	(株)東栄商事	土浦市白鳥町1096番地21	831-0450	土浦・新治	一般廃棄物(ごみ・生ごみ・浄化槽汚泥・特定家庭用機器再商品化法対象機器)
8	飯塚運輸(株)	土浦市神立東二丁目10番65号	831-0100	土浦	一般廃棄物(ごみ・生ごみ)
9	(株)茨城県クリニック・クリーン協会	水戸市鯉淵町1番地5	029-259-7200	土浦・新治	一般廃棄物(ごみ・特定家庭用機器再商品化法対象機器)
10	福澤 三郎・(片岡商店)	土浦市烏山四丁目1987番地7	842-3425	土浦	一般廃棄物(ごみ)
11	(有)クラモチ企画	土浦市神立町3698番地27	831-6260	土浦・新治	一般廃棄物(ごみ)
12	(有)小松商事	土浦市中村南四丁目4番7号	841-4636	土浦	一般廃棄物(ごみ)
13	(株)三 広	稲敷郡阿見町中央一丁目13番18号	029-887-6770	土浦	一般廃棄物(ごみ)
14	(株)十河サービス	東京都板橋区南常盤台一丁目18番7号	03-5995-3701	土浦	一般廃棄物(ごみ)
15	高橋興業(株)	土浦市大町12番1号	824-2211	土浦・新治	一般廃棄物(ごみ)
16	(株)ダイショウ	土浦市虫掛3462番地	823-3629	土浦・新治	一般廃棄物(ごみ・剪定枝・特定家庭用機器再商品化法対象機器)
17	(株)根本サービス	つくば市高田5番地	029-856-0564	土浦	一般廃棄物(ごみ)
18	(有)リサイクル恵	土浦市中荒川沖町24番45号	842-0040	土浦・新治	一般廃棄物(ごみ)
19	北関東通商(株)	土浦市穴塚町1486	823-8549	土浦	一般廃棄物(ごみ)
20	つくば環境エンジニアリング(株)	土浦市並木四丁目4661番地1	824-1311	土浦・新治	中間処分(破碎処理)※市内木くず,草,伐採樹木に限る。
21	(株)信 輝	つくば市上ノ室1142番地1	029-857-5438	土浦	一般廃棄物(ごみ)
22	エコバンク (株)	土浦市木田余東台五丁目9番12号	029-801-7070	土浦・新治	一般廃棄物(ごみ)
23	桜南運輸(有)	つくば市下広岡374番地3	029-857-3166	土浦	一般廃棄物(ごみ)
24	(有)マルユウ商事	稲敷郡美浦村舟子1191番地24	029-885-8736	土浦	一般廃棄物(ごみ)

25	(有)環境保全	石岡市東田中482番地	0299-24-3106	土浦	一般廃棄物(ごみ・浄化槽汚泥)
26	(株)やまたけ	東京都足立区西新井五丁目35番13号	03-3899-3737	土浦・新治	一般廃棄物(ごみ・特定家庭用機器再商品化法対象機器)
27	(有)千代田衛生	かすみがうら市上稲吉17番地3	0299-59-2358	土浦・新治	一般廃棄物(ごみ)
28	(有)榊原商店	潮来市潮来7166	0299-63-1726	土浦	一般廃棄物(ごみ)
29	(株)エコ産業	土浦市神立町650番地	831-4183	土浦	一般廃棄物(ごみ)
30	(株)恋瀬産業	石岡市石岡12883番地	0299-22-6511	土浦	一般廃棄物(ごみ・生ごみ)
31	東クリーン	土浦市上高津新町10番地47	823-7655	土浦	一般廃棄物(ごみ)
32	(株)ハシモト	土浦市乙戸766番地9	841-1382	土浦	一般廃棄物(ごみ)
33	出島商業	かすみがうら市深谷61番地12	897-1448	土浦	一般廃棄物(ごみ・特定家庭用機器再商品化法対象機器)
34	(有)第一クリーン	つくば市高見原一丁目5番46号	842-5002	土浦	一般廃棄物(ごみ)
35	栗山 正子(エコロジーかすみ企画)	かすみがうら市柏崎853番地2	029-896-0302	土浦・新治	一般廃棄物(剪定枝・刈り草) ※自社処理施設に搬入
36	(株)日昇つくば	つくば市片田468番地	838-1070	土浦	一般廃棄物(ごみ)
37	(有)エス・ディ・エス	稲敷郡阿見町阿見4666番地1442	891-3911	土浦	一般廃棄物(ごみ)
38	(株)千葉総業	千葉県柏市逆井1247番地	04-7175-1400	土浦	一般廃棄物(ごみ)
39	(有)石下衛生センター	常総市本石下19番地	0297-42-6558	土浦	一般廃棄物(ごみ)
40	(有)M・K・Tクリーン	稲敷郡阿見町南平台三丁目24番地10	029-831-2981	土浦	一般廃棄物(ごみ)
41	(株)エム・ピー・シー	水戸市笠原町1565番地1	029-859-1722	土浦・新治	一般廃棄物(ごみ)
42	(株)新栄商事	下妻市大木1252番地3	0296-44-5401	土浦	一般廃棄物(木くず)
43	(株)日の丸商事	つくば市田中2126番地の2	029-867-1106	土浦	一般廃棄物(ごみ・剪定枝)
44	(株)とも系	つくば市天久保1-8-7	855-0083	土浦	一般廃棄物(ごみ)
45	(有)トヨタ	土浦市粕毛町1-1	827-3580	土浦	一般廃棄物(ごみ)
46	(株)勝田商会	土浦市並木一丁目2番18号	821-6439	土浦・新治	一般廃棄物(特定家庭用機器再商品化法対象機器及びその収集に伴うもの)
47	相互運輸(株)	東京都大田区蒲田本町二丁目33番8号	832-3100	土浦	一般廃棄物(ごみ)
48	(株)瀧田興業	土浦市沢辺1410番地	862-2216	土浦・新治	一般廃棄物(ごみ・特定家庭用機器再商品化法対象機器)
49	来栖建設(株)	土浦市藤沢新田18番地	862-2934	土浦・新治	一般廃棄物(ごみ・特定家庭用機器再商品化法対象機器)
50	(株)クリーン小林	土浦市大畑415番地	862-5065	土浦・新治	一般廃棄物(ごみ・特定家庭用機器再商品化法対象機器)
51	(株)結南クリーンセンター	結城市結城7188番地	0296-33-0636	土浦・新治	一般廃棄物(生ごみ)

52	茨城県県南造園土木協業組合	土浦市田中三丁目2番1号	822-3771	土浦・新治	一般廃棄物（木本類・草本類）
53	小松崎運輸(有)	石岡市柿岡2644番地1	0299-44-1004	土浦・新治	一般廃棄物（ごみ・特定家庭用機器再商品化法対象機器）
54	日興運送(株)	土浦市荒川沖東二丁目10番34号	841-2138	土浦・新治	一般廃棄物（ごみ）
55	(株)スズキ	つくば市寺具912番地3	029-869-0106	新治	一般廃棄物（浄化槽汚泥）
56	(有)県南	つくば市下大島747番地	029-867-1228	新治	一般廃棄物（浄化槽汚泥）
57	(有)栄和工業	土浦市神立中央五丁目15番3号	833-0733	土浦・新治	一般廃棄物（ごみ・特定家庭用機器再商品化法対象機器）
58	(有)総合整備	つくば市赤塚616番地1	836-3686	土浦	一般廃棄物（ごみ）
59	日和サービス(株)	日立市東成沢町二丁目2番10号	0294-37-1811	土浦・新治	一般廃棄物（ごみ）
60	額賀 絹子（南クリーン総業）	行方市南46番地1	0299-77-0732	土浦・新治	一般廃棄物（ごみ）
61	(有)高山商店	稲敷郡阿見町掛馬326番地	887-6520	土浦・新治	一般廃棄物（ごみ）
62	(株)江原工業所	つくば市谷田部2265番地1	029-836-0737	土浦	一般廃棄物（ごみ）
63	(有)中澤産業	つくばみらい市狸穴1360番地の1	0297-58-6214	土浦・新治	一般廃棄物（ごみ）
64	(株)アースエコ	つくば市片田470番地3	839-0839	土浦	一般廃棄物（ごみ）
65	(有)押手商店	小美玉市飯前1404番地2	0299-53-0515	土浦	一般廃棄物（ごみ）
66	平和産業(株)	つくば市洞下489番地3	029-869-0105	土浦・新治	一般廃棄物（ごみ）
67	(株)サムズ	千葉県松戸市松飛台286番地5	047-387-0142	土浦・新治	一般廃棄物（感染性以外のおむつ）
68	(株)そめや	牛久市さくら台四丁目35番地1	029-872-6685	土浦	一般廃棄物（ごみ）
69	(株)丸豊	土浦市中村南一丁目1番31号	842-2222	土浦	一般廃棄物（ごみ）
70	太誠産業(株)	東京都豊島区南池袋三丁目14番11号中町ビル	03-3989-0098	土浦・新治	一般廃棄物（リサイクル可能な生ごみ）
71	日立セメント(株)	日立市平和町二丁目1番1号	0294-22-2111	土浦	一般廃棄物[生ごみ・し尿処理脱水汚泥・可燃ごみ（廃プラ類・木くず・紙くず・繊維くず等）]
72	(株)都市環境エンジニアリング	東京都江東区木場五丁目6番35号	03-5639-0740	土浦	一般廃棄物（ごみ）
73	(株)市川環境エンジニアリング	千葉県市川市田尻二丁目11番25号	047-376-1712	土浦	一般廃棄物（ごみ）
74	(株)アミックス	ひたちなか市津田東二丁目6番地2	029-274-1762	土浦	一般廃棄物（ごみ）
75	(株)コーエーコーポレーション	土浦市真鍋六丁目29番64号	825-3733	土浦	一般廃棄物（ごみ）
76	(有)クリーン産業	北相馬郡利根町羽中	0297-68-3817	土浦	一般廃棄物（ごみ）

●産業廃棄物取扱事業者

産業廃棄物の収集・運搬・処分に関するお問い合わせ

社団法人茨城県産業廃棄物協会 水戸市笠原町 978-25 茨城県開発公社ビル4階 TEL : 029-301-7100

	事業所名	所在地	電話番号	備考
収集運搬事業者	(株)アキバ	土浦市虫掛3626番地	029-823-0067	
	(株)伊東商事	土浦市西根南二丁目11番21号	029-842-8157	
	(有)栗原商事	土浦市大岩田2700番地1	029-825-5353	
	(株)土浦関東商事	土浦市下高津二丁目1番6号	029-821-3793	
	(株)東栄商事	土浦市白鳥町1096番地21	029-831-0450	
	(株)ハシモト	土浦市乙戸766番地9	029-841-1382	
処分業者	(株)日昇つくば	つくば市片田468番地	029-838-1070	収集運搬可
	(株)日の丸商事	つくば市田中2126番地2	029-867-1106	収集運搬可
	(株)やまたけ	かすみがうら市加茂5303番地6	029-828-0721	収集運搬可

金属のみならば下記業者にもご相談できます。

	事業所名	所在地	電話番号	備考
金属古物商	飯田商店	土浦市立田町4番15号	029-821-1475	事前連絡
	飯田屋商店	土浦市田中一丁目10番25号	029-822-2675	事前連絡
	小松崎金属	土浦市真鍋二丁目3番3号	029-822-3875	事前連絡
	フジメタルリサイクル	土浦市東中貫町1番18号	029-832-4471	事前連絡
	土浦資源事業協同組合	土浦市城北町14番8号	029-724-5506	事前連絡



この冊子は土浦市ホームページでも公開しています。

事業系ごみの出し方 <http://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page000962.html>

土浦市市民生活部環境衛生課

☎ 029-826-1111(内線2445, 2492)

Fax 029-826-1064

E-mail gomitai@city.tsuchiura.lg.jp

(平成 26 年 4 月作成)